

(別紙第1)

## 意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ 先ほどの説明を参考にさせていただいて、今回のテーマについて自由に議論をしていただければと思います。何かございますでしょうか。

○ 面会交流について、両親で全く方針が異なる場合もあるでしょうし、離婚した両親は、既に新しい人生を歩んでおり、気持ちも日々変化するでしょうし、子どものニーズも成長に伴い移り変わると思います。

裁判所では、これらの移り変わりをどのように把握しているのでしょうか。

△ 面会交流の調停事件は、解決まで時間がかかることが多くあります。調停委員を中心に、当事者の話を十分に聴いて、当事者の気持ちの移り変わりを把握するようにしています。また、面会交流に関して定められた内容については、子が成人するまでずっとそのままというわけではなく、子の状況等が変われば面会交流の内容についても変更することがあります。

離婚直後は、子の気持ちの整理がつかず、頻繁に会うことができなくても、回数を重ねるごとに慣れてきて、対応できるようになることもあるでしょうし、子の学校の関係や習い事で忙しくなり、面会交流について少ない回数でよいと子が思うときは、一度決まった面会交流の回数を少なくする等、面会交流の内容について変更の申立てがされることがあります。この場合には、子の気持ちを調査官が聴いた上で手続を進めていく、ということも行っています。

△ 補足しますと、子のニーズについては、父母の紛争状態、子の年齢等によっても移り変わるものだと考えています。短期間に何度も子に会うということではなく、まず一度会ってみて、子の心情を把握した上で、父母と話し合います。仮に、子が面会を拒否する意向を示したとしても、それはずっと続

くものではなく、あくまで現時点で子が置かれている状況の下での意向・心情としてとらえています。また、子が自分の本心を語らない場合もありますので、様々な状況や子の発達状況等も踏まえてニーズを考えていく、というような対応をしています。

- そもそも、面会交流は、別居している親が子に会いたいというニーズに応える趣旨のものなののでしょうか、それとも、子の健全な育成のために離れて暮らす親にも合わせるべきものなののでしょうか。どちらに重きを置くかによってアプローチが変わってくると思います。

また、面会交流事件では解決困難な事例が増えているということですが、具体的にどのように困難なのか。例えば、親が感情的になってしまっていてこじれているとか、イメージができるような定型的な事例を教えていただきたいと思います。

- △ 面会交流のきっかけとしては、子と離れて暮らす親からの調停なり審判の申立てになりますが、裁判所としては、何よりも子の立場を考えてもらい、子のためによりよい解決とはどのようなものかを考えてもらうスタンスで臨んでいます。

また、困難な状況について最近多いように感じるのは、元々同居当時に夫婦間の紛争が絶えず、暴力があり、一方の親が子連れで家を出て行った後、残された親から申立てがある、というものです。家を出た親は、ようやく紛争から逃れたし、離れて暮らすことが子にとってもよいことだ、という気持ちを持っています。これを長い目で見てもらい、面会交流につなげるためにはどうするのかについて苦慮することがあります。特に暴力があったり、暴力まではなくても恒常的に暴言があったりすると、子と同居する親の気持ちをほぐしていくのは難しいと思います。

- 面会交流は、一定のルールを作るまでも大変ですが、このルールを作った後、実行していくときにも難しい点があります。

今、裁判所から説明したのは、主に面会交流のルールの形成過程においてどのような話があるのかについてでしたが、面会交流のルール形成後に紛争が生じた場合も裁判所が関与することがあります。通常の訴訟は、1回解決すれば事件は終了しますが、家庭裁判所が扱う事件、とりわけ面会交流事件は、子が成人するまで続くので、難しいところがあります。

一定のルールができたならそれでうまくいくのかというと、そういうわけでもありません。例えば、面会交流の日時についてルールを定めたが、これに遅れた場合はどうするのか、面会交流の最中に監護している親が気に入らないことを非監護の親がしたらどうするのか、面会交流が終わったら子が熱を出したり、子が次の面会交流には行きたくないということからうまくいかなくなることもあります。

これらは、親の不信感が根っこにあるので、そういうことも含めて、合意形成過程において、できるだけ当事者間で面会交流の実行がうまくいくように調整を図っているところです。

- 例えば、母が子を連れて家を出て行き、父のいる家に戻って面会交流をして、残った父が、子に元の生活に戻るよう働きかけるようなケースでは、父は元に戻りたい、離婚したくないと思うし、一方で母は、次のステップに行きたいと思っているわけで、父が子に働きかけをすることによって合意が難しくなることがあります。逆に、母と子が密接につながっている場合、面会交流の実施自体が難しい場合もあり、試行的面会交流の場で、父が子に触ろうとするだけで、子が「きゃー」と叫んで部屋に飛び込んでくることもあります。

親が、子を自分の意図どおりに動かそうとするケースでは困難な状況になります。

- 親が作為的に子に働きかけているということは、年齢が高い子であれば説明できると思いますが、小さな子は、なかなか自分の言葉で説明できないと

思います。

そうした場合、なかなか難しいとは思いますが、裁判所では、どのようにして子の気持ちを酌み取って話を聴いているのでしょうか。

△ 子の年齢がある程度高ければ、調査官が面接で直接子から話を聴く中で、子の語り方、子の発達状況、父母の紛争状況等を踏まえて、一方の親が子に自分の気持ちを吹き込んだ結果、子が会いたくないと思うようになり、そういう話をしているのか、また、子は本当は会いたいと思っているけど、会わせたくないという親の気持ちを気遣って言えないのではないかなど、子の心情を推測することがあります。

自分の気持ちをうまく話せない未就学児等の年齢の低い子の場合、面接で話をして子の気持ちを把握することは難しいので、プレイルームで父母と遊んでいる様子を観察しながら、子の非言語面も踏まえて、子の心情を推察します。その場合には、観察場面の情報だけではなく、これまでの親子関係等を複合的に考えながら、子の福祉にかなう面会交流のあり方を検討します。

○ 事件統計上、事件数は増加傾向にあって、複雑な社会的要因、例えば少子化や就労形態の変化、当事者の意識の変化等色々な要因があって、今後も事件が増加していくのではないかとのことですが、これらの要因のうち、例えばこういう要因で特に事件が増加しているとか、何か傾向のようなものはあるのでしょうか。

□ 裁判所側から見ていると、何か傾向のようなものはありますか。

○ 個人的な見解としては、この問題の解決を困難にしている一つの理由として、親それぞれが、子に対して、自分とは別の人格を持っているという意識が実は薄いということがあるのではないかと思うのです。日本の社会特有のものかどうかわかりませんが、子が大きくなっても親が子離れしない、又は、子の親離れができていない、親が子を自分の一部だと理解しているのではないかと思うようなことがあります。こういうことが背景にあるとすれば、夫

婦間の争いと、親子間の問題を区別するのは難しく、そのため面会交流の問題が容易に解決できないのではないかと考えています。これを解決するにはどうしたらよいのかと日々悩んでおり、他の委員の皆様のお知恵を借りたいと考えているところです。

- 今のお話ですが、子は別れて暮らしている親に会いたいと思っているけど、親が子の意識を束縛している、ということでしょうか。
- そういうことがあるのではないかと考えるのです。
- 先ほど拝見したDVDやリーフレットを見て、内容は共感できますが、これを当事者が待合室で見るときは、冷静に見ることができないように思います。

当事者が、DVDなどを冷静に見るようにするために、どのようにしているのか、又は、実際に冷静に見ることができているのかなど、実情を教えてくださいたいと思います。

- △ 様々な方がいますが、紛争が非常に激しく、家庭内で暴力があったような事案では、調停手続の後半でDVDを見てもらうようにしています。と言いますのは、DVDの中に、親同士が電話でやりとりをする場面がありましたが、紛争が激しい中では、連絡を取り合う場面を見るだけでもストレスに感じる方もいるからです。また、DVDの内容を自分自身の問題としてとらえる方もいる一方で、「私はちゃんとしているのに、相手方がルールを守らないからこういうことになるんです。」と相手方の態度の非難の材料にする方もいます。中にはしっかりメモを取って話を聞かれて、調停手続の中で、聞いた内容について配慮したいと思いますと話す方もいます。それぞれの状況に応じて様々な反応があるのが実情です。

- いろんな反応をする人がいるとすると、例えば、この人はこういう反応をするだろうとか事前に考えて、DVDを見せるということですか。

- △ 面会交流の意義について理解してもらうため、手続の早期段階で見てもら

うのがよいと思いますが、DVがあるなど争いが激しく、監護親が面会交流を拒否する態度が強く、当事者同士で連絡を取り合って自主的に進めていくのが難しいケース等では、手続の後半で見てもらおうなど、個別に配慮していると思います。

○ 面会交流の手続は、申立てがあって、条件について双方が合意して、その上で面会交流が始まるということですが、まず、導入段階で、親に対して面会交流について動機付けをするために、どのくらい親に会って話をしているのでしょうか。

△ 一般的な調停の流れとしましては、調停の初回期日で、一通り紛争の全体を把握します。面会交流が問題になっている事案では、双方の面会交流についての考え、面会交流の実情、今後の意向等を一通り確認します。最初はその中で動機付けを行っていくことが多いかと思います。

○ そうすると、第1回期日の間にするというのでしょうか。

△ 1回目の期日では、調停委員も初めて当事者に会うので、比較的さらっと面会交流の意義についてお話しして、2回目以降の調停期日において、もう少し踏み込んだ説明をするように思います。事案によって異なりますが、1回の調停期日では、一方当事者から30分話を聞いて、その後、相手方の話を30分聞いて、これを2回程度繰り返すことが一般的で、面会交流だけで合計1時間くらい調停委員が話を聴くのが一般的だと思います。

○ カウンセリングでは、動機付けをしようとする、最初からそれを求めている方はやりやすいのですが、そうでない方ではかなりの時間をかけてしないといけない状況です。DVDを見て、よくわかったという人もいれば、そうではない人もいるという話でしたが、DVDを見ながら当事者と一緒に話し合う機会はあるのですか。DVDを見て、どのようにお考えになりますか、というような話をすることはあるのでしょうか。

△ 通常であれば、当事者は、DVDを見た後に調停の場に戻るもので、調停委

員から感想を聴いたり、今後の面会交流についてどのように考えているのかを聴くこともあります。親の葛藤が強いケースなど、調停の場で短時間話をするだけでは難しいケースであれば、裁判官から調査官が調査命令を受け、じっくり時間をかけて、DVDの内容や面会交流の実情などを個別に話を聴くような事案もあります。

- 限られた時間の中で進めようとするのが難しいと思いますが、親の動機付けについては今日DVDを見てよくわかりました。ところで、調停委員の中に、児童精神医学や心理学の専門家はいらっしゃいますか。法律だけではうまくいかない話もあり、子の心情を十分に考慮して判断する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。
- どうだったのでしょうか、この場ではすぐにはわかりません。
- 家裁調査官が心理学の専門家というのはよくわかっていて、全部の事案で必要だとは思わないのですが、複雑な事案で、専門家からの意見を求めることはあるのでしょうか。
- 調停委員は一般市民の方から選ばれますので、そういう方と裁判官が手続に加わるわけですね。児童心理等の専門家の知恵が必要になってくると、調査命令が出されて、専門家である調査官が事件に関わることもあります。
- 調停を終えて、面会交流が始まった後のフォローアップはどうしているのでしょうか。面会交流がどのような様子で行われているのか、裁判所が定期的に確認することはあるのでしょうか。
- 裁判所は、当事者の申立てなど、当事者から働き掛けがないと、面会交流の様子を確認することができないシステムになっています。

例えば、面会交流について、何らかの合意ができるか、合意できずに審判でルールを決めた後、うまく実行されているかどうかについて、うまくいっている場合は裁判所は関知する必要はないのですが、これがうまくいかない場合に、うまく実行するようにしてほしいと当事者が申し出ることがあり、

これが履行勧告の制度です。せっかく面会交流のルールが決まったのに相手方が実行してくれないので、事情を調べた上で相手方に実行するように言っ  
てほしいということであれば、裁判所が履行勧告制度の中で関与することにな  
ります。

これでもうまくいかなければ、強制執行の手続になります。間接強制とい  
って、一定のルールを守らない場合に、こういうことをしてくださいと命令  
するとともに、それでも実行しない場合には、命令の不履行1回につき例え  
ば1万円を払ってください、と命令します。義務者としては、守らないと金  
銭的な負担を負うことになりますので、その命令を守るという場合があります。  
す。

それでも、絶対に子に会わせないというような人もいますので、その場合  
には、子に会えない親が、地方裁判所に損害賠償請求をすることがあります。  
間接強制よりもっと高額な支払いが認められることもあります。それが嫌な  
ら実行しましょう、ということです。

あるいは、従前の面会交流のルールが実態に合わなくなったということで、  
家庭裁判所に申立てをして、再度ルールの見直しをすることもあります。

このように、面会交流事件は、同じ当事者が繰り返し家庭裁判所の手続を  
利用することが珍しくありませんが、これらの手続を通じて、何とか面会交  
流の実現を図っていただきたいと考えています。

○ 裁判所は能動的に確認することはないということですが、どこか関係機関  
と連携はしていますか。

△ 関係機関と連携するシステムはありません。別の観点になりますが、面会  
交流の補助をする団体はいくつかあります。例えば、当事者同士で連絡を取  
ることができない場合に、連絡の窓口となるような団体です。面会交流を一  
方の親だけに任せておくのは心配な場合に、面会交流に立ち会って援助する  
団体もあります。民間の団体ですので直接の連携は難しいですが、裁判所か



ら、面会交流のお手伝いをする団体もありますので探してみてください、という形で御紹介をすることはあります。

○ 面会交流は、未成年が対象で、子が成人して、当事者間で十分話ができるようになったらそれで終わりとなり、家裁の介入はなくなるのですか。

△ 面会交流は未成年が対象です。根拠となる条文は、未成年者がいる場合を対象としていまして、成人すると、審判という形で面会交流を定める法的根拠はなくなります。

しかし、調停であれば、成人であっても申し立てることは可能です。例えば、子が、相手方の親が会ってくれない、という場合に相手方の親に対して調停を申し立てることはできます。ただ、このケースでは、話合いがまとまらなければ手続は終了し、審判に移行することはありません。

○ 面会交流した当事者の声を、DVDやリーフレット以外の場面で生かす仕組みはありますか。

△ 裁判所で、面会交流を行ってきた当事者の声を直接反映するというようなことはしていませんが、第三者団体を利用した当事者から意見を伺って、それを発表しているようなものはあります。

○ これまでのお話で、何のために面会交流をするのかについての理解が大事だということ、面会交流について理解してもらうためにDVDやリーフレットを作成して、原則として調停手続の早い段階に親を教育しているということは理解しましたが、それだけでは理解してもらえないのでどうするのか、というのが今回のテーマだと思います。

例えば、面会交流の調停に至る前、離婚協議の段階から、面会交流は大切なものであることを発信する機会はあるのでしょうか。裁判所としては、面会交流について広報をすることが難しいとか、どういったところに今回のテーマに対する答えを求めておられるのか、お聴きしたいと思います。

□ これまで裁判所が御説明したようなやり方で十分情報を発信できているの

か、また、こういうことをしたらどうか、こういう方法があるのではないか、ということについて、委員の御意見を伺いたいと思っています。

- 申立前の段階で、面会交流の問題につながるであろう紛争協議中に、面会交流に関する情報提供は何かしているのでしょうか。また、していない場合、それは何か支障があるのでしょうか。
- 裁判所では、パンフレットなどを備え置くことによって、このような問題があるということを事前に知っていただきたいと考えているのですが、これを超えると一般的な法教育の話になりますので、裁判所がすることには限界があります。そういう意味で苦慮しているところはあります。
- 具体的に、どういったところでパンフレットを備え置いているのでしょうか。
- 区役所などに備え置いているほか、裁判所のウェブサイトにはビデオも含めて色々な家庭の紛争に関する家事手続の概要や各種手続の説明が準備されています。それを御覧いただくと、離婚するときはどういった点が問題になるかなど、御理解いただけたと思います。
- 子が親に会いたい気持ちを持っているのに同居の親がそれを阻害する、又は、面会交流中に何か変なことがあったら困るなど、親の理解が不足しているということであれば、先ほど話があった、面会交流をサポートする第三者団体が間に入れば一定安心できるから、ということで、第三者団体の力を借りることはできないのでしょうか。
- △ 調停の中で、親同士で直接話ができないとか、誰かが面会交流の様子を見てくれないと不安ということであれば、調停委員から当事者に面会交流のお手伝いをする第三者団体があることを情報提供し、当事者が自主的に援助を求めればその結果を基に、面会交流の具体的な内容について調整していく、ということはしています。

ただ、そのような団体がまだそれほど多くないということと、費用がかか

りますので、気軽に利用できるわけではないというのが現状です。もう少しそのような団体が増えて、ボランティア等で応援していただける団体があれば助かるな、というふうには思います。

○ 実際には、そういう団体があったら応じてもいいかな、という方はいるのでしょうか。

△ 当事者間で直接連絡を取ること自体が難しいケースが多いので、そのような場合には、それなら何とか応じてみようかなという方も一定数います。

○ 大阪にも結構あるのですか。

△ 二、三程度あります。

○ 私の依頼者も、ある団体を利用したのですが、その団体については1回につき費用が1万円かかりました。また、団体で面会交流の内容を調整することは難しいので、面会交流に関する紛争が続いている状態では利用できないという現状があります。また、弁護士が子の受渡しのとときに立ち会って、何回かやり取りすることはありますが、弁護士が代理人に就いたケースの中には、面会交流にあまりに積極的過ぎたため、依頼者との信頼関係が問題となり、解任されるようなこともあります。

弁護士がついている事件でも、面会交流事件ではDVDとか積極的に視聴するような形で運用していただければと思うのですが、実際には、DVDの視聴の促しはないように思うのですが、いかがでしょうか。

△ 代理人の有無により特に区別はしていない状況ですが、個別の紛争性を考慮して、一部DVDを見せない事案もあると思います。今回御意見をいただきましたので、今後代理人がついておられる事案でも積極的にDVDを利用するように周知したいと思っています。

○ 確かに、DVDを見ることによってプレッシャーを感じる方もいますが、一般論的な部分については情報提供があったほうがいいように思いますので、積極的に活用していただけたらと思います。

□ 調停を申し立てた方、申し立てられた方への働きかけの方法について他に御意見はありますか。

△ 事務局ですが、先ほどパンフレットをどこに備え置いているかという御質問がありました。面会交流のパンフレットについては、例えば区役所とか、子ども家庭センター、保健所、母子福祉センター等に配布しています。

ただ、配布枚数が少ないというところがありますので、裁判所で事件が始まる前の段階で、親の教育という点ではもう少し広報という観点で考える必要はあるのかなと思っています。

○ 先ほどのDVDは、面会をする場面で気をつけるポイントについてのお話でしたが、その前に、親が離婚することで子がどのように思っているのか、またどういう風に傷ついているのかなどについて、例えばドラマ仕立てになっているとか、あなたたちにとって子供ってこんなに大切だったはずでしょ、という、そもそものところを思い出させるような内容のものはあるのでしょうか。ないとすると、こんなくさいドラマなんて、って思うかもしれませんが、そもそものところ気付かせるものがあったらいいのかな、と思いました。

△ 先ほどのDVDの前半にドラマ編があり、こちらは父母の紛争下に置かれている子の心情に理解を深められるようにドラマ仕立てで作られています。

ただ、ドラマ編については、感情に訴えかけるような内容で、刺激が強いものですので、現状では、最高裁のホームページで流すなど、自由に閲覧する取扱いにはしておりません。ドラマ編を視聴させる場合には、裁判官から調査官が調査命令を受けた後、個別にその内容についてじっくりと振り返り、話をするなどして活用するようにしています。

そのほかには、現在、お配りしたパンフレットを活用していますが、子の心情に理解を深めさせるために、多くの方に見ていただけるようなものも他にもあるとよいかと思います。

○ これまでの家庭裁判所委員会で、フィードバックを検証していただきたい

というお話をしてきました。前回は、利用者アンケートがテーマで、その議論の内容をどのようにフィードバックをされたかということについて今回御報告はありませんでしたが、それは、利用者アンケートの議論の中で広報についての意見があったので、その広報について今後家裁委員会で議論していこうということで昇華した、という理解でよいのでしょうか。

△ そのように理解していただいて結構です。前回の委員会で、家庭裁判所の広報について考えていくべきことがあるのではないかという御意見をいただいたと理解しています。

○ 今回の議論の内容についても、どのような形でフィードバックできるのか、又は、できないのかについて御検討いただきたいと思います。

□ 今回については、フィードバックするのはなかなか難しい議論だったようにも思いますが、場合によっては何回分かまとめてという形になるかもしれませんが、可能になった段階でフィードバックしていきたいと思います。